

熊本市・富合町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市及び富合町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、熊本市・富合町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所の所在地は、両市町の長が協議して定める。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員1人を含む。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、次条第1項各号に規定する委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者のうち前条の規定により会長に選任された者以外の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び副市町長
- (2) 両市町の議会の議長及び議会が選出する議員
- (3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(専門部会)

第11条 協議会は、協議事項について調査、審議等を行うため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第14条 協議会に付議する事項を協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第15条 第3条各号に掲げる事項について調査し、又は検討するため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員、専門部会員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。